

任意継続組合員を希望される方へ

任意継続組合員の 事前受付を行います

令和2年3月31日
退職の方が
対象です!



令和2年3月31日付けで退職する方のうち、退職後、再就職等をせずに
公立学校共済組合の「任意継続組合員」へ加入を希望する方を対象に、以下のとおり事前受付をします。

加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。

詳細については、1月下旬に所属所長（学校長）宛てに通知しますので、所属所の事務担当者にご確認ください。

受付期間（予定） 令和2年 2月3日（月）から2月17日（月）まで

受付方法 事前受付の申出は、所属所を通じて提出してください。

事前受付で申出をすると、3月中に所属所を通じて「任意継続組合員証」「任意継続被扶養者証」を受け取ることができます。組合員証等を4月1日からお使いいただけます。

任意継続組合員とは？

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員となることを申し出て、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

申出ができない方

**次に該当する方は任意継続組合員の
申出を行うことができません。**



- 再任用フルタイム勤務で働く方※
- 再任用短時間勤務、日勤講師等で働く方、
民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方
時間講師や民間企業のパート勤務でも、一定の条件を満たす場合健康保険に加入することがあります。
- 家族の健康保険の被扶養者になる方
- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方
平成31年3月31日以前に共済組合の組合員となった方が申出の対象です。

※退職後、再任用フルタイム勤務で働く方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となります。手続は不要です。

事前受付期間後の申出について

下記の期間に窓口にて申出を受け付けます。

組合員本人が来庁し手続をしていただきます。**（交換便・郵送では受け付けできません。）**

受付期間：令和2年4月1日（水）から4月20日（月）まで（土・日を除く）

◆詳細はかがやき春号（2020年No.556）にてお知らせします。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826